

# WIPOにおける著作権関連の動きについて

審査第三部有機化学 審査官 中島 芳人

## 抄録

知的財産権を構成する権利の1つである著作権の分野では、産業財産権分野等と同様に、国の枠を超えて、種々の観点から、制度のあり方、その実効性・利便性の向上に関する議論が行われています。特に、ネットワーク化・デジタル化が進んだ現代社会では、音楽・映像コンテンツのネット配信事業の拡大や、SNS等を利用した個人による情報発信の普及・一般化が急速に進みつつあるところ、著作権は、そのあらゆる場面に関係するため、ネットワーク化・デジタル化が議論の方向性に与える影響が極めて大きい分野であると言えます。

本稿では、筆者の文化庁国際課における著作権関連の国際業務の経験にもとづき、著作権分野の国際的な議論（特に、世界知的所有権機関（WIPO）における議論）の現状を、国内制度、国際条約の概要とともにご紹介します。

## 1. はじめに

ご存知の通り知的財産権は、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の産業財産四権のほか、著作権、従前の蒸留酒等に関する保護に加えて農産品保護のための新制度<sup>1)</sup>が2015年6月1日に施行された地理的表示、育成者権（植物新品種）、半導体集積回路の回路配置に関する権利、不正競争防止法にて保護される営業秘密等から構成されています。

これらのうち、著作権は、知的財産権を構成する主要な権利の一つでありつつも、産業財産権とは幾つかの点で異なる性質を有しています。例えば、無方式主義を採用しているがゆえに、誰もが容易に権利者になることができるため、著作物が巷に溢れかえっていることや、近年の著作物の多くはデジタル形式で提供されるため、ネットワーク化が高度に進展している現代社会においては、著作物は極めて容易に国境を超えて世界中に流布すること等であり、これらの性質がゆえに著作権は、産業財産権とは異なる観点から近年、衆目を集めています。また、“ク

ルジャパン”の推進を掲げ、我が国の魅力の海外への積極的な発信を進めていくにあたり、コンテンツ等の適切な保護と利用を担保するための制度として、著作権制度の重要性は、今後ますます高まるであろうと考えられます。

筆者は、2013年の8月から約二年間、著作権法を所管する官庁である文部科学省・文化庁の長官官房国際課に出向し、国際著作権専門官として、世界知的所有権機関（WIPO）を始めとした、種々の国際的枠組の下での著作権分野におけるルール作りへの対応等を担当してきました。

本稿では、筆者の文化庁における経験に基づき、著作権を取り巻く国際的な状況について、特にWIPOにおける著作権分野の議論の現況を中心に、著作権制度の概要等とともにご紹介したいと思います。

なお、本稿における記載は、筆者の経験・考え方に基づくものであり、文化庁、外務省を始めとした関係省庁の見解を示すものではないことを、予めご理解下さいませようお願い申し上げます。

1) [http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi\\_act/index.html](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/index.html)

## 2. 文化庁長官官房国際課について

始めに、筆者がいた文化庁と文化庁長官官房国際課についてご紹介したいと思います。

文化庁は、スポーツ庁(2015年10月1日設置)と並ぶ文部科学省の外局であり、1968年(昭和43年)に旧文部省文化局と文化財保護委員会を併せて設置され、文化の振興及び国際文化交流の振興等を図る各種施策を担当するとともに、宗教法人に関する事務も行っています。その組織は、文化部、文化財部及び長官官房という3つの柱からなっています。文化部には、芸術文化課、国語課及び宗務課が、文化財部には、伝統文化課、美術学芸課、記念物課及び参事官(建造物担当)が設けられています。筆者がいた国際課は、総務を担当する政策課、著作権関連の国内施策を担当する著作権課とともに長官官房に属する組織です。課内は、文化交流関連の国際業務(日中韓やASEANとの文化担当大臣会合の開催や国際文化交流のための各種事業の実施等)を担当する人々(国際文化交流室)と、筆者のように著作権関連の国際業務を担当する人々(“著作権島”と課内では呼ばれています。)に分けられます。両者は、同じ課にいたながらも、一方は文化交流、もう一方は著作権(知的財産権)を担当しているということで、“文化の振興”という意味で最終的に目指すところは共有しているものの、実際の業務内容は大きく異なっています。

著作権関連の国際業務を担当しているのは、課長以下6、7名であり、特許庁の国際政策課・国際協力課と比べるとかなりこぢんまりとした組織となっていますが、その業務は大きく分けて、①国際的な規範設定(ルール作り)への対応(WIPOや経済連携協定交渉等のマルチ・プルリ・バイの枠組みにおける著作権制度のあり方に関する議論への参画等)、②海賊版対策(諸外国の政府機関や集中管理団体<sup>2)</sup>との協力を通じた、著作権保護の実効性の向上への取り組み等)の2つであり、筆者は①の担当として、庁内では著作権課等、庁外では在ジュネーブ政府代表部、外務省知的財産室、経済産業省通商機構部、特許庁国際政策課等と連携しつつ、諸外国との交渉の場に出席することを主たる業務の1つとしていました。

## 3. 著作権制度について

WIPOにおける議論について書く前に、著作権制度についてご説明したいと思います。

### 3-1. 我が国著作権制度の沿革

我が国の著作権制度の歴史は1869年(明治2年)に制定された出版条例に遡るとされており、特許制度と同様、長い歴史を有しています。この出版条例では、書籍の出版をしようとする者は、許可を受けなければならないことが規定されていましたが、著作者の保護の観点も含まれてはいたものの、どちらかと言えば、出版の取り締まりに重点を置いたものでした。その後、1887年(明治20年)にこの出版条例から版權に関する規定が分離される形で、版權条例が制定されます。この“版權”という言葉は、英語の“Copyright”を福沢諭吉が訳したものに由来するとされています。

著作権法の起源が出版条例に遡ることから容易に想像されるように、我が国における著作権保護の黎明期には、その保護対象は、図書等の出版物のみであり、音楽、映画、舞踊、絵画、建築等の著作物は必ずしも保護対象とはなっていませんでした。

この状況に転機が訪れたのは、1899年(明治32年)です。江戸幕府が結んだ不平等条約の改正交渉の結果、我が国は、「文学的・美術的著作物の保護に関するベルヌ条約(以下、「ベルヌ条約」という。)」への加入を求められます。このため我が国政府は、ベルヌ条約の内容を踏まえた法律として、1899年(明治32年)3月に著作権法(旧著作権法)を制定します。このとき初めて、“著作権”という言葉が我が国の法律に登場し、無方式主義、外国の著作物の保護に関する内国民待遇等が導入されます。

こうして出来上がった旧著作権法は、ベルヌ条約の改正や社会の変化に対応して逐次修正が加えられていきます。そして1970年(昭和45年)に全面改正がなされ、新著作権法が制定されます。新著作権法では著作権の保護期間を現行法と同様に著作者の死後50年までに延長したほか、著作隣接権の導入、各種権利制限規定の導入等が行われました。このと

2) 著作権者等の権利者の委託を受けて著作権等の許諾等、権利管理を集中的に行う団体。我が国では、音楽の著作物に関する権利を扱っている日本音楽著作権協会(JASRAC)やイーライセンス(2016年2月1日に、ジャパン・ライツ・クリアランス(JRC)と合併予定)等が代表的な団体。

き現行法の原形が出来上がったわけですが、その後も、コンピュータプログラム保護の明確化、TRIPS協定等の国際条約への対応、私的録音録画補償金制度の創設、公衆送信権の創設等、新しい技術の登場や国際ルールへの対応のため、また我が国の知的財産戦略の確立・推進の動きにあわせて、著作権法は頻繁に改正されています<sup>3)</sup>。

### 3-2. 我が国著作権制度の概要

#### (1) 目的

我が国の著作権法の第1条に、「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に關し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。」とあるように、著作権制度の究極の目的は文化の発展にあります。

また、「文化的所産の公正な利用に留意しつつ」という文言は、著作権制度においては特に重要です。導入の部分で触れた通り、我々の日々の生活の至る所に著作物は存在し、これらを利用しない生活は実

質的に不可能です。後程ご説明する通り、著作権者あるいは著作隣接権者は、複製権を始めとした種々の権利を有しているわけですが、これらの権利を無制限にあらゆる利用の形態に適用した場合には、利用者の自由は不当に制限され、ひいては表現活動に悪影響を及ぼし、文化の発展を妨げることは明らかです。

ゆえに我が国の著作権法では、公正な利用に該当すると考えられる30種類を超える行為（例えば、私的複製や引用等）について、個別に詳細な権利制限規定を設け、著作権等が及ばない旨を規定しています。

#### (2) 著作者・著作隣接権者の権利

我が国の著作権制度における権利主体は、大きく「著作者」と「著作隣接権者」の二者に分けられます（図1）。著作者とはまさに著作物の創作者である一方で、著作隣接権者は創作者ではありません。著作隣接権者とは、著作物を世の中に広く伝達することに大きな役割を果たしている者であり、著作者に加えて、これらの伝達者に法的保護を与えることは、著作物の利用を促進することに繋がり、文化の発展に寄与するとの理由により、著作権制度による保護

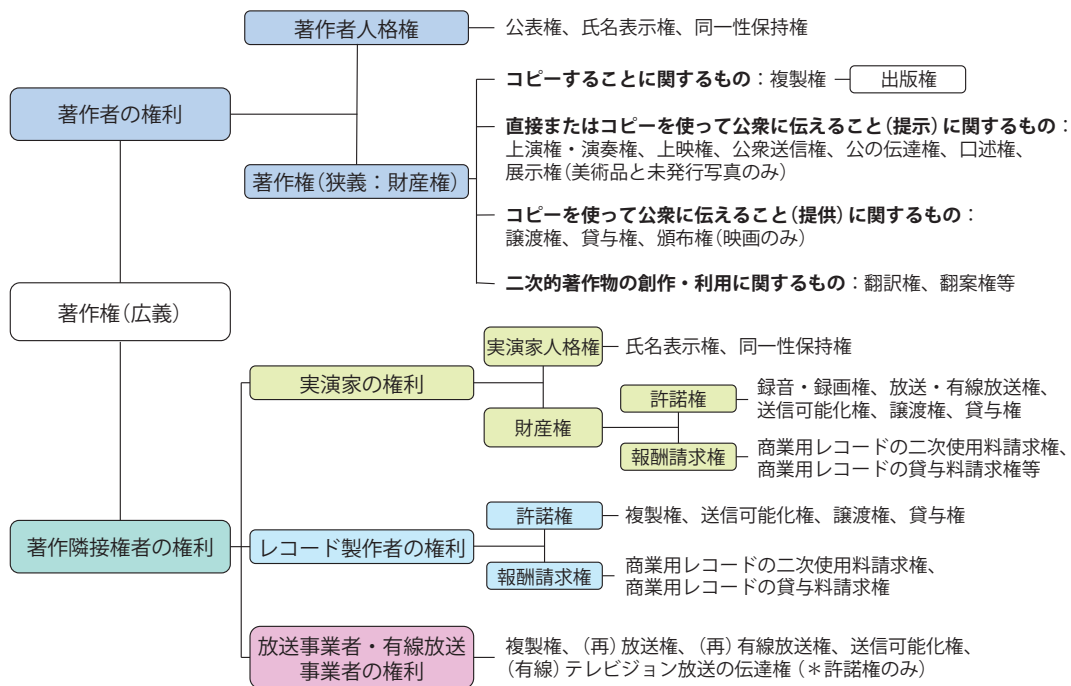


図1 我が国の著作権制度

3) 最新の改正は2014年(2015年1月1日施行)。電子書籍に対応した出版権の整備、視聴覚的実演に関する北京条約の実施に伴う規定の整備が行われている。

の対象とされています。

著作者が有する権利は、①著作者人格権（一身専属）と②（狭義の）著作権（移転可能な財産権）の二つに分けることができます。いずれも無方式主義であり、著作物を創作した時点で自動的に権利を取得することになります。①の著作者人格権は、公表権、氏名表示権、同一性保持権の三つに分けられます。②の著作権は、複製<sup>4)</sup>、上演・演奏、公衆送信（放送やインターネット上へのアップロード等）、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳・翻案等、行為ごとに条文を分けて法律上規定されています。これを支分権と言います。与えられる支分権の種類は、著作物の種類によって異なり、例えば頒布権は映画の著作物<sup>5)</sup>のみに認められています。このように制度上、著作権は多数の支分権の束から構成されるという構造を取っており、専用実施権、通常実施権といった大きな括りで法律上規定されている特許権とはかなり異なっています。行為毎に細かな規定が置かれていることは、著作権制度の正確な理解を難しくする要因の一つであると考えられます。

著作権の保護期間は、原則著作者の生存間及びその死後50年となっていますが、映画の著作物については、2003年の法改正により公表後70年とされています。著作者人格権は、著作者の死亡とともに消滅します。

次に、著作隣接権者は、実演家、レコード製作者、放送・有線放送事業者という三者に、異なる権利の束が与えられています。実演家は、録音・録画権、放送権・有線放送権、送信可能化権（インターネット上へのアップロードに関する権利）、商業用レコードの二次使用料請求権等を有します。レコード製作者は、複製権、送信可能化権、商業用レコードの二次使用料請求権等を有しています。そして放送事業者・有線放送事業者は、複製、(再)放送・(再)有線放送、送信可能化等の行為について排他的権利を有しています。また、著作隣接権者のうち、実演家のみ、人格権（氏名表示権と同一性保持権）が与えられています。著作隣接権の保護期間は、それぞれ、実演を行った時、レコードへの音の最初の固定時、放送又は有線放送が行われた時を始点として、50

年とされています。

ここで気を付けなければいけないことは、著作隣接権者の権利は、著作者の権利とは別個独立したものであり、その旨法律上も明確にされているものの、著作隣接権者の行為は通常、著作物の利用を伴うことになるため、著作者の権利と著作隣接権者の権利とが重疊的に働くことです（場合によっては他の著作隣接権者の権利とも重疊的に権利が働きます）。そして、著作権者と著作隣接権者は、多くの場合その利益が共存しうる関係である一方で、権利行使の方針が対立することもあり、その場合には、権利行使自体が困難になります。権利行使が困難になる事態は、映像コンテンツ（映画やテレビ番組等）のように一つの著作物に関係する著作者（著作権者）・著作隣接権者が多数存在する場合に生じやすく、それが映像コンテンツを利用したビジネス展開を妨げているのではないかという意見もあるようです。

### (3) 権利制限規定

著作者・著作隣接権者の権利を定める一方で我が国の著作権制度には、文化的所産の公正な利用の観点に基づいて、公益上の理由から、あるいは、著作物の特性や利用態様に鑑み円滑な利用を図ることが妥当であるとの理由などから、著作権等の制限に関する多種多様な規定が設けられています。これらには、ア) 私的領域における複製についてのもの、イ) 教育・学習活動を円滑にするためのもの（図書館等における複製、視覚障害者等のための複製等）、ウ) 言論へのアクセス・論評等を円滑にするためのもの（引用、時事問題に関する論説の転載等）、エ) 公共性の高い業務のためのもの（裁判手続き等（特許審査等の手続を含む。）における複製等）、オ) 情報処理等における各種複製行為の適法性を確保するためのもの、等が含まれています。著作権制度における多種多様な権利制限規定の存在は、特許権の及ばない範囲が第69条にのみ規定されている特許法と比較するとその複雑さは際立っていますが、これも、著作権のコピキタスきゆえに、多くの利用行為との衝突が生じうるため、その利害調整が必要であることを象徴する事柄であると言えます。

4) 複製権を有する者は、その著作物を文書又は図画として出版することを引き受ける者に対して、出版権を設定することができる。

5) 映画の著作物については、制作に多くの人々が関与するという特有の性質を考慮して、著作者の定義（16条）、著作権の帰属（29条）、保護期間（54条）等、他の著作物とは別個の規定が多く設けられている。

### 3-3. 著作権制度関連の国際条約

我が国は、その歴史の中で外国の著作物から多くの知識を吸収し、発展の礎としてきました。著作物は旧来から国境を超えて拡散してきたわけですが、これに対処するための国際的な著作権等の保護の議論は、特許の保護と同様に比較的早い時期から行われてきました。図2に主な著作権関連の条約をまとめました。

#### (1) ベルヌ条約・ローマ条約～基本となる条約～

著作権制度に関連する条約として最も歴史が古いのは、ベルヌ条約です。ベルヌ条約は、1886年に創設され、スイス、イギリス、ドイツ、フランス等の10カ国の締結により1887年に発効しています。その初期の内容は内国民待遇の原則の他、幾つかの規定がある程度で、比較的簡素な内容のものでしたが、数度の改正を経て、無方式主義の原則、属地主義の原則、著作者人格権、著作権(翻訳権、複製権、放送権等)、権利の制限、保護期間(原則著作者の死後50年以上)等を定めた著作者の保護に関する基本条約となっています。我が国は1899年(明治32年)に加入しています。

ベルヌ条約が著作者の保護を定めた基本的な条約である一方で、著作隣接権者の保護を定めた条約と

して最も古いのは、「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約(以下、「ローマ条約」という。))」です。ローマ条約では、内国民待遇の原則(但し、条約上規定されている保護の範囲についてののみ)、実演家・レコード製作者・放送機関の権利等が定められています。我が国は1989年(平成元年)に締結しています。

著作者の保護については、世界の殆どの国が同様の制度を有しているがゆえに、ベルヌ条約加盟国数は非常に多い(2015年11月末時点で168ヶ国)のですが、著作隣接権者の保護については、アメリカを始めとした一部の国々には著作隣接権の概念そのものが存在しない等、著作者保護ほど各国の制度が調和していないため、ローマ条約は、ベルヌ条約に比べると加盟国数も少なくなっています(同92ヶ国)。

#### (2) TRIPS 協定

1994年の世界貿易機関(WTO)の設立の際に策定された、産業財産権の世界でもお馴染みの協定ですが、TRIPS協定にも著作権関連の規定は存在します。ベルヌ条約の遵守<sup>6)</sup>、コンピュータプログラム及びデータベースの著作物としての保護の明確化、コンピュータプログラム及び映画の著作物に関する著作者の貸与権、実演家、レコード製作者、放

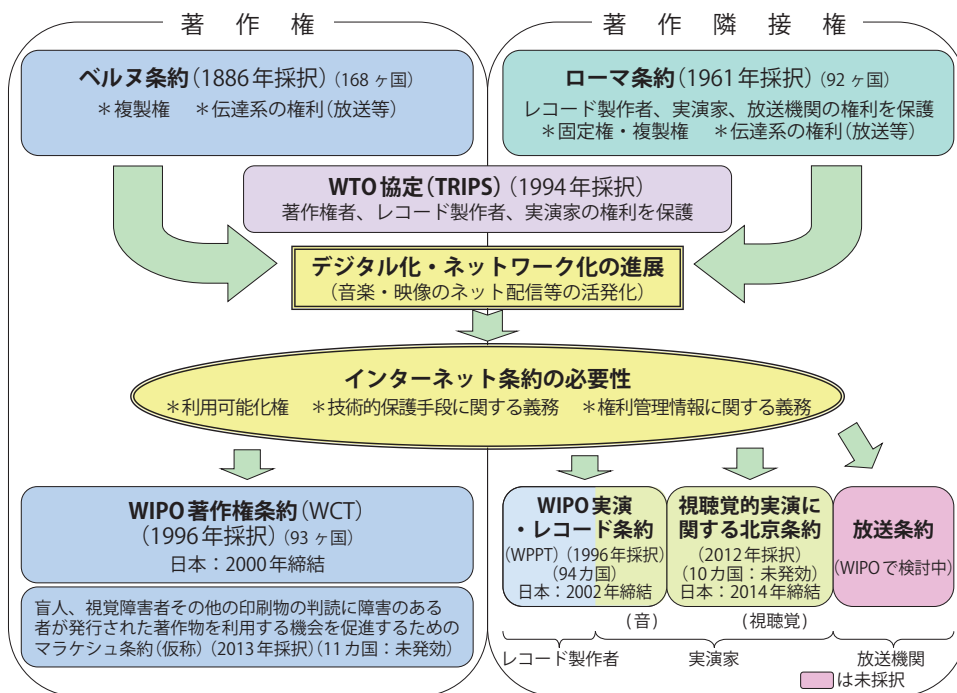


図2 主要な著作権関連条約

6) ベルヌ条約11条(1)に定める公の上演・演奏権の履行状況について我が国は、1996年7月のTRIPS理事会において、ECから条約違反ではないかと公式に指摘されたのを受け、著作権法第22条(上演権及び演奏権)に関する附則14条を撤廃した経緯がある。

送機関の著作隣接権<sup>7)</sup>等です。また紛争解決手段を定めたことに、TRIPS協定の重要性があることは皆さんもよくご存知のことと思います。

### (3) WIPO新条約と北京条約

ベルヌ条約・ローマ条約は、デジタル技術やインターネット等が世の中に登場する前に策定された国際規範であるため、これらが急速に社会に浸透し始めた20世紀後半には、時代に対応した著作権関連条約の改定が求められるようになります。

これを背景に1996年にWIPOの枠組みの下で制定されたのが、「著作権に関する世界的著作権機関条約(WIPO Copyright Treaty:WCT)」と「実演及びレコードに関する世界的著作権機関条約(WIPO Performances and Phonograms Treaty:WPPT)」です。これらはまとめて“インターネット条約”と称されることもあり、両者とも、著作物等をインターネットにアップロードする権利(利用可能化権)、技術的保護手段(コピーコントロール等の著作物等の複製等を制限するための手段)に関する義務や、権利管理情報に関する義務等が定められています。このうちWCTは、著作者の保護に関する新条約であり、ベルヌ条約を準用しつつ新たな規定を付加していますので、“ベルヌ条約の2階部分”を定めたと言われています。他方でWPPTは、レコード製作者と音に関する実演の保護のための条約ではありますが、ローマ条約とは別個のものとして扱われています。これは、ローマ条約のところでも述べたように、アメリカ等はローマ条約に加盟していないため、いわゆる“ローマ条約の2階部分”の交渉を行うことができなかったことに由来します。我が国は、WCTについては2000年(平成12年)に、WPPTについては2002年(平成14年)に、それぞれ締約国になっています。

実演家とレコード製作者の保護を定めたWPPTですが、実演家については、“音の実演”のみが保護対象であり、影像を伴う実演(視聴覚的実演)については保護対象とされていませんでした。その理由は、映画製作者が強大な影響力をもつアメリカが、視聴覚的実演の実演家の保護強化に慎重な姿勢を示していたからなのですが、欧州諸国が実演家の保護

強化に積極的であったことから、WPPT採択後も議論が続けられ、2度の外交会議を経て最終的に「視聴覚的実演に関する北京条約(以下、「北京条約」という。))」が2012年6月に採択されました。我が国は、2014年6月に、この条約を締結しています。

### (4) 権利制限に関する条約～マラケシュ条約～

権利の保護と利用の円滑化とのバランスの観点から、特に途上国を中心に、WIPO等の国際的な場においては、権利者の保護強化ばかりを議論するのではなく、利用者側の観点からの議論も行い、権利制限のあり方についてもルールを策定すべきであるという声が高まっています。各国に既にある権利制限は様々な観点から設定されているわけですが、そのうち、障害者、特に視覚障害者のための権利制限についての国際的な議論が加速した結果が、2013年6月の「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約(仮称)(以下、「マラケシュ条約」という。))」の採択として結実します。視覚障害者に関する議論が先行したのは、この論点が社会福祉と非常に密接な関係のある話題であったからだと考えられます。

### (5) 残された権利強化ダマ

このように著作権の世界では、19世紀末から2010年代まで、コンスタントに新条約が策定され続けています。これは、他の知的財産権の分野には類を見ないことであり、驚くべきことです。各国の不断の努力の結果、既に、著作者と、著作隣接権者のうちの実演家とレコード製作者の保護については新時代に対応した条約が策定される<sup>8)</sup>に至っており、権利強化の観点から残された主な論点は、放送機関の保護のみという状況です。

## 4. WIPOにおける著作権関連の議論

### 4-1. 著作権等常設委員会

WIPOにおける国際的な知的財産権の保護のあり方についての具体的な議論は、主に、分野ごとに設

7) ベルヌ条約18条(遡及効)を、実演家・レコード製作者の権利に適用することを定めたTRIPS協定第14条(6)については、遡及効をどこまで認めるかについて、日米欧(EC)の見解が相違し、我が国は米・ECからWTO提訴され、法改正に至った経緯がある。

8) 但し、北京条約、マラケシュ条約については、2015年11月末時点で未発効。

けられた委員会において行われます。特許であれば、特許法常設委員会 (Standing Committee on the Law of Patents : SCP)、意匠・商標であれば、商標・意匠・地理的表示の法律に関する常設委員会 (Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications : SCT) がその議論の場であり、著作権分野でこれに対応する委員会は、1998年に設置された著作権等常設委員会 (Standing Committee on Copyright and Related Rights : SCCR) です<sup>9)</sup>。既述の北京条約とマラケシュ条約は、SCCRの枠組みにおいて採択された条約です。SCCRは通常、一年に二度WIPOにおいて一週間程度の会期で開催され、我が国を始めとし世界中から多くの国が参加し、著作権に関する種々のトピックについて議論を繰り返しています。

現在のSCCRの主な議題は三つあります。一つは、放送機関の保護のあり方に関する議論です。既述の通り、ローマ条約に定められている著作隣接権者のうち、デジタル時代に対応した保護のアップデートが行われていないのは、放送機関のみであり、いわゆる“最後の権利保護強化ダマ”として、放送機関の保護のための条約の早期採択を目指して議論が行われており、我が国も積極的に参画しています。

第二、第三の議題は、権利制限に関するものです。一つは、図書館・アーカイブのためのもの、もう一つは、教育・研究機関等のためのものです。この二つの議題については、いわゆる“南北問題”が存在しており、既存の条約上認められている権利制限に関す

る一般原則以上の詳細なものを、国際的に定めることは不要であり、経験の共有等を行うことで十分であるとする先進諸国と、知識へのアクセスをより円滑にするためには、これらのトピックについても国際的なルールを策定すべきであるとする、中南米諸国・アフリカ諸国等との意見の対立が続いています。

## 4.2. 放送機関の保護のための条約

### (1) 初期の議論

放送機関は、ローマ条約における保護主体の1つであり、国際的にも著作隣接権者の一角を占める者であるとの認識が広くあるものの、アメリカでは著作権法上、放送機関は放送を行う者としては保護されていない(放送機関が著作者となる場合のみ保護される)こと<sup>10)</sup>や、世界の放送機関の多くが、レコードや実演等の利用者としての立場から、これらの保護強化を妨げることに注力していた等の理由から、新時代に対応した放送機関の保護のための条約(放送条約)の議論は、著作者、実演家、レコード製作者に比べると明らかに遅れを取っていました。それでもWCT・WPPTの議論の終盤からその必要性が指摘され始め、1998年の第一回SCCRの議題として取り上げられて以降、その議論が正式に始まります。我が国は、初期に条約形式の提案を提出したほか、放送関連の技術の説明のための文書を提出する等、積極的に議論に関与してきましたが、各国の放送機関の保護法制の間に大きな隔りがある(著作権法制のみならず、放送・通信法制とも関連がある国が多い)ことに起因して、長期にわたって目立った議論の進展はみられていませんでした。

そんな中でも、一通り各国の意見が出そろった2007年に、議長や条約策定に積極的な欧州諸国等は、外交会議(条約を採択するために、条約の条文を最終的に固めるための会議)の開催を試みますが、インド、ブラジルの積極的な反対、アメリカの慎重姿勢によって、試みはあえなく頓挫します。

### (2) 放送機関によるインターネット上の送信

外交会議の開催の試みが頓挫した主要因となる論



SCCRの議場の様子

9) この他、遺伝資源等政府間委員会では、遺伝資源・伝統的知識・伝統的文化表現の保護のあり方についての議論が行われている。

10) TRIPS協定の14条(3)にも、放送機関の保護の規定はあるものの、当該義務は、放送機関の保護に代えて、放送の対象物の著作者の保護によって履行できる旨規定されている。

● 点に、“放送機関によるインターネット上の送信を条約上の保護対象にするか否か”という点があります。放送機関が、テレビ・ラジオ番組と同内容の番組をインターネット上で送信（ウェブキャスト等）した場合についても、従来の無線や有線の放送と同様に扱うのか？ということなのですが、この論点は、まさにデジタル技術の発展が、議論に強い影響を及ぼし、時が経つにつれて議論の流れが大きく変わっていきます。

● 放送条約の議論が始まった当初は、放送機関がインターネット上の送信を行っている例は、アメリカと一部の欧州諸国を除き、存在していなかった（我が国も）ため、これを保護する必要はないとする意見が大勢を占めていました。その一方でこれらのプラクティスが既に存在するアメリカと一部の欧州諸国は、インターネット上の送信を保護対象にしなければ条約の意味がないと主張します。2007年に外交会議開催を試みた際にも、この論点について対立が続きますが、最終的には議長の判断により、放送機関によるインターネット上の送信の保護は条約の議論から切り離され、別トラックで議論することと整理されます。結果的には、この決定が不満であろうアメリカや、条約自体に消極的なインド・ブラジルによって外交会議自体の開催が阻止されることとなりますが、このように当初は、インターネット上の送信の保護を求める国は少数派でした。

● ところが2010年代になると、デジタル技術はますます深化し、アメリカ、欧州諸国以外でも、放送機関がインターネット上の送信を行っている例が増加していきます。外交会議開催の試みが頓挫した後、再び長きにわたる停滞期を迎えていた放送条約の議論にもこの影響が現れます。2011年に、放送機関によるインターネット上の送信を条約の保護対象とする提案が、南アフリカとメキシコの共同提案の形で提出された頃から、技術的中立（Technology Neutral）の観点から、“伝統的な技術に基づくものであろうが、新しい技術に基づくものであろうが、放送機関が行うあらゆる送信を保護すべきである”、という意見が広がりを見せ始めます。しかしながら我が国はこの時、国内の放送事業者間の意見調整が

難航していたこともあり、放送機関によるインターネット上の送信は切り離して議論すべきであるとの主張を維持し、それに対応した内容の提案を2012年5月末に提出します。こうして、南アフリカ・メキシコ提案（インターネット上の送信を保護対象とすべし）vs.日本提案（インターネット上の送信を保護対象から外すべし）という構図が形成されるわけですが、我が国は非公式会合の議長をするなどして議論を主導しようとするものの、我が国の主張に対する賛同は、なかなか広がらない状況が続き、2013年夏には、条約に放送機関によるインターネット上の送信の保護を含めることに明確に慎重姿勢を示しているのは、インドと我が国のみという状況にまで至ります。

このような状況を打開し、議論を前に進めるために我が国は、関係省庁や国内の放送事業者との調整の上で、インターネット上の送信を条約上の任意的保護の対象とすることを提案し、多くの国から歓迎されます。任意的保護の対象としたのは、保護に強く反対しているインドへ配慮した結果でもありました<sup>11)</sup>。

### (3) ミッシングピースが埋まる時

この論点についての議論は、未だ決着してはいませんが、現在の議論の流れからすれば、条約にインターネット上の送信が何らかの形で含まれることになるのは確実であろうと考えられます。現に、近年では我が国の放送事業者の多くも、インターネット上での番組配信業務を実施するようになってきていることを考えると、インターネット上の送信が国際的に保護されるようになることは、我が国の放送事業者にとってもメリットがあるのではないかと筆者は考えています。

我が国からの提案提出の後、アメリカ政府代表団に、放送条約の議論に積極的な人物が加わったこと等もあり、放送条約の議論は再び活性化しています。現在の論点は、放送機関によるインターネット上の送信についての扱いの他にも、固定物に基づく送信に関する権利の扱い、放送前信号<sup>12)</sup>の保護のあり方、技術的保護手段・権利管理情報、保護期間など多数

11) WIPOにおける議論は、多数決方式ではなく、コンセンサス方式を基本としているため、反対する国がないことが重要になる。

12) 例えば、野球場にある中継車から放送局への送信。放送のように公衆に向けて送信されるものではないため、放送とは異なる扱いがされている国が多い。



ありますが、日米欧が中心となり、南アフリカやケニア等のアフリカ諸国や、インド、イラン等のアジア諸国、ブラジル等の中南米諸国を含め、非公式専門家会合等の形式で活発な議論が続けられています。我が国は、上述の妥協案を提出するのみならず、論点整理ペーパーを提出する等、積極的に議論に貢献しており、議論の中では一定の存在感を示し続けています。放送条約の議論自体には、南北問題は存在しておらず、多くの国が前向きな発言をしていますので、遠くない将来に外交会議が開催され、国際著作権制度の最後のミッシングピースが埋められる瞬間が来るかもしれません。

#### 4-3. 権利制限に関する議論

放送条約については多くの国が同じ方向を向いて議論している状況である一方で、SCCRにおける権利制限に関する議論は、南北対立が激しいものとなっています。どのような制限例外措置を設けるかについては、各国の社会的・文化的背景に大きな影響を受ける傾向にあり、最たるところで言えば、欧州のように、著作権制度に関するディレクティブ<sup>13)</sup>を設け、EU域内における著作権制度の調和を図っている地域でさえも、制限例外については、各国の裁量の余地を大きく残した規定とされています。それゆえに、文化的社会的背景が玉石混濁な全世界レベルにおいて、制限例外に関するルールを規定することは極めて難しいと言わざるを得ない状況であり、先進国の多く(特にEU)は、法的拘束力のある文書の作成には反対しています。背景には、図書館・アーカイブ、教育・研究機関に対する制限例外措置を徒に広げることに対しては、自分たちの現在の業務が影響をうける可能性がある出版等の一部の業界に慎重論が根強いこともあります。しかしながら、途上国は、制限例外についての国際ルールを策定することにより、著作権制度を背景とした先進国による知識の独占に風穴をあけたいと考える向きがあり、場合によっては、権利強化ダマである放送条約の議論との抱き合わせとしようとする動きも見られます。

放送条約の議論が活性化し、外交会議の開催に向けて前進しているこのモメンタムを逃さないためにも、権利制限への議論への対応のあり方についても、主唱派の態度を硬化させないような工夫が重要となると考えられます。

#### 5. 最後に

これまで見てきたように、著作権分野は、全世界レベルでの規範設定の動きが続いており、WIPOが知的財産権を所管する国際機関として、ルール作りの面で貢献しうる数少ない分野となっています。放送条約が近い将来に採択されることとなれば、国際著作権制度の歴史に新たな1ページが加わることになるでしょう。また著作権分野における国際的な議論には、放送機関の保護、権利制限以外にも、権利者不明著作物(孤児著作物)の扱い、権利の集中管理システムのあり方を始めとして多くの論点が存在します。コンテンツの海外発信等を進めている我が国としても、こういった議論に積極的に参加しつづけて行く必要があるのは間違いありません。また、国内に目を向けると、フェアユース規定の導入の可否、著作権等の保護期間の延長問題、著作権等侵害罪の非親告罪化といった点について、制度のあり方の議論が続いているところ、これらも踏まえた対応が必要不可欠です。あらゆる人が権利者であると同時に利用者でもある、というこの著作権制度の特殊性が、議論を非常に複雑にしている面がありますが、今後も様々な局面で粘り強く対応していくことが求められると考えられます。

#### profile

中島 芳人 (なかじま よしと)

平成14年4月 特許庁入庁(特許審査第三部高分子)

平成18年4月 審査官昇任(同上)

特許庁総務部国際課、同特許審査第三部分類プロジェクト管理者、復旦大学(上海)客員研究員、文化庁長官官房国際課を経て、平成27年9月より現職

13) 「2001年の情報社会における著作権および関連権の一定の側面のハーモナイゼーションに関する欧州議会及び理事会の指令」(Directive 2001/29/EC)